

「令和8年度岐阜県食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見

住 所 又 は 所 在 地		〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1
氏 名 (団体、企業等の方はその名称及び担当者名)		全岐阜県生活協同組合連合会 会長理事 根崎周一
連 絡 先 (※いずれか一つ で結構です)	電 話 番 号	058-370-6867
	F A X	058-370-6860
	電子メールアドレス	ksatou@tcoop.or.jp
ご 意 見		

1. 総論として

◆該当箇所：P1：計画策定の目的等について

意見：

岐阜県食品安全行動基本計画のもとに策定されている様々な計画に沿い、県や市町村が県内の諸団体や企業と連携して食品安全行政が推進されています。特に近年においては、HACCPの取り組みを通して、安全意識や品質管理力の向上や、食品等の安全性の確保を目指しています。国の2021年HACCP完全制度化に対し、岐阜県では独自のHACCP導入手引きの作成や、小規模事業者向け講習・個別相談体制の早期からの整備など、全国でも先行した取り組みが進められ現在に至っています。今後もP D C Aを着実に回しながら高い水準を維持していくことを期待します。その中で、令和8年度計画(案)は、現状における岐阜県の食品安全行政の課題の一面も浮き彫りになっています。限られた資源を最大限効率的に活用できるよう「選択と集中」の視点から計画策定と執行が進むことを合わせて期待します。

私たち生活協同組合は、「食の安全」を中心に、生協組合員やその家族が安心して生活できる地域づくりを目指し活動しています。生協組合員を含め全ての県民にとって食の安全は現在から将来にわたる重要な関心事項です。消費者は食の安全やリスクに関する科学的知見に基づく正しい情報を受け取り、理解し、自らの選択や判断に活かす必要があります。近年においても、コロナ禍から残る影響や、原材料やエネルギー価格、諸物価の高騰、人手不足の長期化など社会的な問題が増幅しており、本計画の直接の指導対象者である、食品関連事業者(生産・製造)、特に中小・零細事業者の事業経営面への影響も大きいものと推察します。本計画を進める中では、監視・指導とあわせて、支援の視点を担当する県職員が引き続き持ち、各計画の遂行に当たられることを要望します。

2.各論

◆該当箇所：P4 (6) 食品衛生に関わる人材の育成及び資質の向上について

②食品等事業者 ③消費者

近年の消費者動向や物価高により冷凍食品や惣菜を利用する消費者が増加しています。また、国の「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン SDGs 目標達成に向けて」や食品期限表示改定など、食品ロス削減に向けての取り組みも始まっています。こうした中で持ち帰った後の保存や保存時間、解凍方法などを事業者指導と併せて普及する取り組みが食中毒を未然に防止する重要なポイントになります。

近年の、春から秋にかけての気温の上昇は食品の鮮度保持に大きく影響します。特に高齢者や単身世帯に向けてパンフレットや SNS、動画での情報提供、また学校教育として子供たちに知らせる（食品安全推進室主催：ワークショップ）活動など、具体的な食中毒事例なども含めた情報提供が有効と考えます。

さらには、人材不足の中で外国人労働者を雇うケースも増加します。文化の違いや衛生管理の認識などの課題が食品に与える影響も可能性として否定できません。事業者への研修や講習会、Q&Aなどの取り組みも必要と考えます。

◆該当箇所：P4: 2 監視指導

ジビエの消費が増えてきており、国もジビエの普及を進めています。岐阜県における国産ジビエ認証施設は揖斐川町解体処理施設が唯一 HACCP に基づいた基準を満たした施設であること、また国の認証とは別に岐阜県独自の基準で登録された施設が 6 施設あると認識します。こうした施設は危険度レベル別監視目標の中の食肉処理業のレベル 2 に含まれると思いますが、国はジビエを地域活性化につなげる貴重な地域資源と考えています。普及する一方で、ジビエについての評価は未だ味や衛生的な管理について確固たる県民の安全性の認識度は高くないと考えます。担当部局との連携を強め、計画案にジビエの衛生的な処理、管理流通、検査を向上させていかないでしょうか？

◆該当箇所：P11: 2 試験検査

(1) 残留農薬及び動物用医薬品等検査

表 2 では、食肉中の残留物質モニタリング検査、食品添加物の使用等適正化指導事業など検査計画が少なくなっています。前述の総論で述べたように「選択と集中」の視点を持ち、この検査計画の根拠を補足されるよう要望します。

(4) 食品添加物検査も同様です。

関連して、気候変動の影響により農水産物の流通が変化しています。輸入米、輸入玉ねぎの拡大、また牡蠣やホタテが不漁による品質のバラつきなど少し先の未来を見越した検査も必要になると考えます。消費者はこのような商品の流通の知識が乏しく、県として流通の内容について把握しておく必要があると同時に、残留農薬検査の件数や微生物検査など社会の情勢にあわせて検

査品目や回数、方法なども準備しておく必要もあると考えます。

❖該当箇所 : p12 (3)アレルゲン検査

今年4月よりカシューナッツが「特定原材料に準ずる」から「特定原材料」に格上され、義務表示の対象となります。2年間の猶予期間がありますが、個人の事業者まで情報提供や表示にかかる相談、表示の点検などの対策を早い段階からとっていく必要があります。ピスタチオも表示推奨に新規追加されることからあわせて情報提供を検討ください。

❖該当箇所 : p14 (3)HACCPの取組支援

令和7年度のアンケート調査においては、実施率が56%でした。44%は実施できていないとの回答結果であり、前年度までから一転して停滞・後退した印象で残念です。回答内容は不明ですが、回答のあった1,000施設の情報を含めてさらに分析し、要因や課題を探り、個別に支援対策を講ずる必要があると感じます。令和7年度計画でも衛生管理の定着支援、HACCPの取組支援は行われてきており、実施内容や有効性も検証する必要があると感じます。

岐阜県版HACCP導入施設認定制度から10年が経ち、経験やノウハウが蓄積されている事業者も多くあり岐阜県にとって貴重な財産であると考えます。まずは運用できている事業者が継続できるよう個別にフォローしていくことと同時に、新規で取り組む事業者には食品衛生責任者要請講習会などで運用する書式や方法などの情報を提供して実施率を高めてゆく必要があると感じます。本計画(案)を水平展開の再スタートとしていくことを期待します。

【質問】

令和7年度計画では、「微生物学的指標を県独自で設定し事業者による自主検査を推奨する」とされていましたが、その進捗状況はどうでしょうか？

また、自主的な取り組みに過度に依拠するのは停滞を招くリスクもあると考えます。

❖該当箇所 : p14

- (1)「双方向のリスクコミュニケーション」
- (2)「食品の安全・安心に関する教育の推進」について

意見 :

岐阜県が実施している「食品の安全性に関するアンケート調査結果」(令和6年)によれば、食品の安心感については、「非常に安心」「どちらかといえば安心」あわせて57.4%の県民が「安心」と回答しています。これは食品安全行政の取り組みの成果として評価できる一方で、まだ4割以上の県民は安心感を持たれていないと積極的に受けとめていくことが重要と考えます。

ショート動画など昨今のデジタルツールの動向を汲み、膨大な情報の中から消費者が自分に必要な食の安全情報を探しやすく、発見しやすい形で提供することが重要です。現代人の活字離れはますます加速化しています。目にとまりやすく、専門的な知識がなくても理解できる情報提供手段を引き続き追求することを要望します。

また、引き続き消費者の声に耳を傾ける姿勢で、双方向の活発なリスクコミュニケーションが実現できるよう、県の DX 対応力も駆使して食品安全行政の推進計画が実践されていくことを期待します。

❖該当箇所：P16 岐阜県食品安全行動基本計画(第5期)と食品衛生監視指導計画の対照表
意見：

令和7年度期間ではありますが、令和6年度実績だけでなく令和7年度計画数値も参照情報として追加できないでしょうか。

また、近年深刻度を増している食中毒対策の進捗状況も、計画案への意見募集に際しての情報としては有用と考えます。

❖その他 …本計画案の範疇ではないかもしれません

(1) 有機フッ素化合物(PFAS)について

昨年も発信しましたが、岐阜県では、各務原市で過去に非常に高いPFAS濃度が地下水から検出され、井戸水の飲用中止指導、水源の切り替え、活性炭処理の導入、継続的なモニタリング等の対策がとられ、その結果、現在は基準を下回る水質へと改善されました。2026年からの法改正により全国共通で基準値が引き上げられるなど規制が強化されますが、井戸水の飲用や工場跡地・基地跡地付近、山間部・簡易水道地域など一部の地域では引き続きの注意が必要です。

農産物への影響や健康への影響なども含め、県民へのわかりやすい情報開示の継続を要望します。

(2) 鳥インフルエンザについて

1月に入り三重県での発生、続いて岐阜県関市でも感染報告されるなど今年も緊張感が高まっています。人への感染や健康被害については、この間の適正な情報発信により消費者も冷静に受け止める基盤が作られています。一方で、発生した場合の鳥の殺処分にかかる費用や事業再開にかかる費用の負担、風評被害による事業者の損失は、昨今の事業経営情勢のもとでは一層懸念されます。安定した鶏肉や鶏卵の安定供給の停滞、生産品質や衛生管理の低下、価格の高騰による消費生活の混乱等につながらないよう、農政や食品安全行政が一体となった対策の推進を要望します。

【提出先】

- (1) 郵送 〒500-8570 (専用郵便番号のため住所の記載は不要)
岐阜県生活衛生課食品指導係 行
- (2) FAX 058-278-2627
- (3) 電子メール c11222@pref.gifu.lg.jp